

第5節 米軍による事件・事故等に対する補償制度

本県には、広大で過密な米軍基地が存在し、約48,000人の米軍人等が駐留している（平成19年9月末時点軍人22,720人、軍属1,390人、家族24,380人、合計48,490人）。

そのことに伴って、米軍人等と県民との間に様々なトラブルが生じ、ときには、損害が発生して民事上の責任の法的処理が問題となる。

沖縄防衛局によると、平成18年度中に発生した基地関係事件・事故（日米地位協定第18条関係）は、公務上・公務外を合わせて953件に達し、その大半は公務外の交通事故となっている。

このような基地関係事件・事故の民事上の請求の処理方法については、日米地位協定及びその関連法令によって規定されている。

1 民事請求権について

日米地位協定第18条第1項から第13項において、同協定の運用に関連して生ずる民事上の請求権の処理方法が規定されており、その構成は次のとおりとなっている。

I 防衛隊 ^{*1} の財産に対する損害	第1項関係
II 防衛隊以外の国有財産に対する損害	第2項関係
III 防衛隊員の公務中の死傷	第4項関係
IV 米軍人の公務中の行為による損害	第5項関係
V 海事損害	第5項関係
VI 米軍人の公務外の行為による損害	第6項関係

なお、本条については、米軍の公務中及び公務外の行為による損害に関しての規定（第5項及び第6項）が問題となることが多い。

（1）米軍人の公務中の行為による私人の損害

ア 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6項又は7項の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が5項(a)から(g)までの規定に従って処理する。（第5項）

合衆国軍隊の被用者には、軍属、直接雇用の日本人労務者はもとより、間接雇用者が含まれる。

日本国政府以外の第三者については、在日合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの者の家族は、第三者に含まれないことが了解されている（合同委員会合意「民事裁判管轄権に関する合意」）。

イ 請求権は、日本が以下の方法で処理する。

（ア）5項（a）：請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。

日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令については、自衛隊の行動から生ずる請求権の処理に関する特別法はないので、国家賠償法によることとなる。また、同法第4条では、一定の場合は民法によることも定めており、民法の相当条文（第715条、第717条、第718条等）もこれに該当する。

なお、被害者個人の合衆国軍隊側に対する請求権を国内的に実施するための法律として、民事特別法^{*2}が制定されている。

（イ）5項（b）：日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。

（ウ）5項（c）：前記の支払又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。

（エ）5項（d）：日本国が支払をした各請求は、その明細並びに5項（e）の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2カ月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。

（オ）5項（e）：5項（a）から（d）まで及び2項の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。

*1：「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいう（第11項）

*2：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法

- i 合衆国のみが責任を有する場合
裁定され、合意され、又は裁判により決定された額の25パーセントを日本国が、75パーセントを合衆国が分担する。
 - ii 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合又は責任が特定できない場合
日本国及び合衆国が均等に分担する。
- (カ) 5項(f)：合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続きに服さない。

(2) 米軍人の公務外の行為による損害

ア 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、第6項の(a)から(d)までの規定により処理する。（第6項）

なお、合衆国軍隊の構成員等の公務外の行為は、私人としての行為であるから、このような行為から生ずる請求権の問題は、通常の司法手続きによって解決することも可能である。

イ 請求権は、日本が以下の方法で処理する。

(ア) 6項(a)：日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。

(イ) 6項(b)：その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。

(ウ) 6項(c)：慰謝料の支払の申し出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、自ら支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。

(エ) 6項(d)：この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

ウ 「慰謝料」の語の英語正文は、“ex gratia”である。この語句は、元来、「恩恵で」という意味を表しており、「見舞金」的な性格の補償金を意味している。

この件に関しての日本国政府側の見解^{*1}は、次のとおりである。

『厳密な意味での慰謝料が、主として精神的な損害について加害者が被害者に対して支払うべき示談金であるのに対して、この協定上の「慰謝料」は、米軍の構成員又は被用者の不法行為で公務外に生じた事件に関わる損害賠償について、米国政府が、本来、その賠償を担う法的義務がないにもかかわらず、米国当局が被害者の請求を満足するために自発的に支払うものである。このような制度が設けられたのも、米軍人等が頻繁に移動することに鑑みて、その請求権の処理を、通常日本国における司法手続きのみに委ねるといえるのでは、現実の被害者の救済が確保されないおそれがあるからである。』

エ 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、第6項の規定に従って処理する。（第7項）

なお、法律上責任を有する場合は、第5項の規定で処理される。

(3) 公務中又は公務外の判断

日米地位協定第18条において、合衆国軍隊の構成員等の不法の作為又は不作為が公務執行中か又は公務外かという問題は、被害者側又は両当事国にとって、重大な事項となる。合衆国軍隊の構成員等の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、日本国民の中から選定された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は最終的のものとする、とされている。（同条第8項）

*1：昭和50年第75回国会衆議院内閣委員会議録より

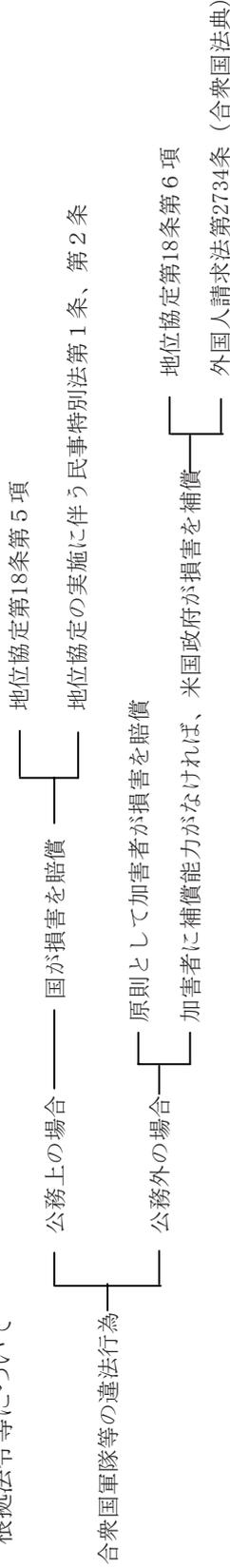
(4) 運用改善による補完措置

合衆国軍隊の構成員の公務外の行為による損害請求の支払いについては、平成8年12月の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告において、運用改善の方法が示された（詳しくは、「第2章 基地の整理・縮小」の「第4節 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」を参照）。その中の請求者に対する日本側当局の無利子融資制度については、合衆国当局より補償金（慰謝料）が支払われるまでの間、(財)防衛施設周辺整備協会により損害額を限度として、所要の額を被害者に無利子で融資する制度がある。

なお、合衆国軍隊の構成員の公務外の行為による損害請求の支払いに係る手続きについては、沖縄県では沖縄防衛局管理部業務課が窓口となっている。

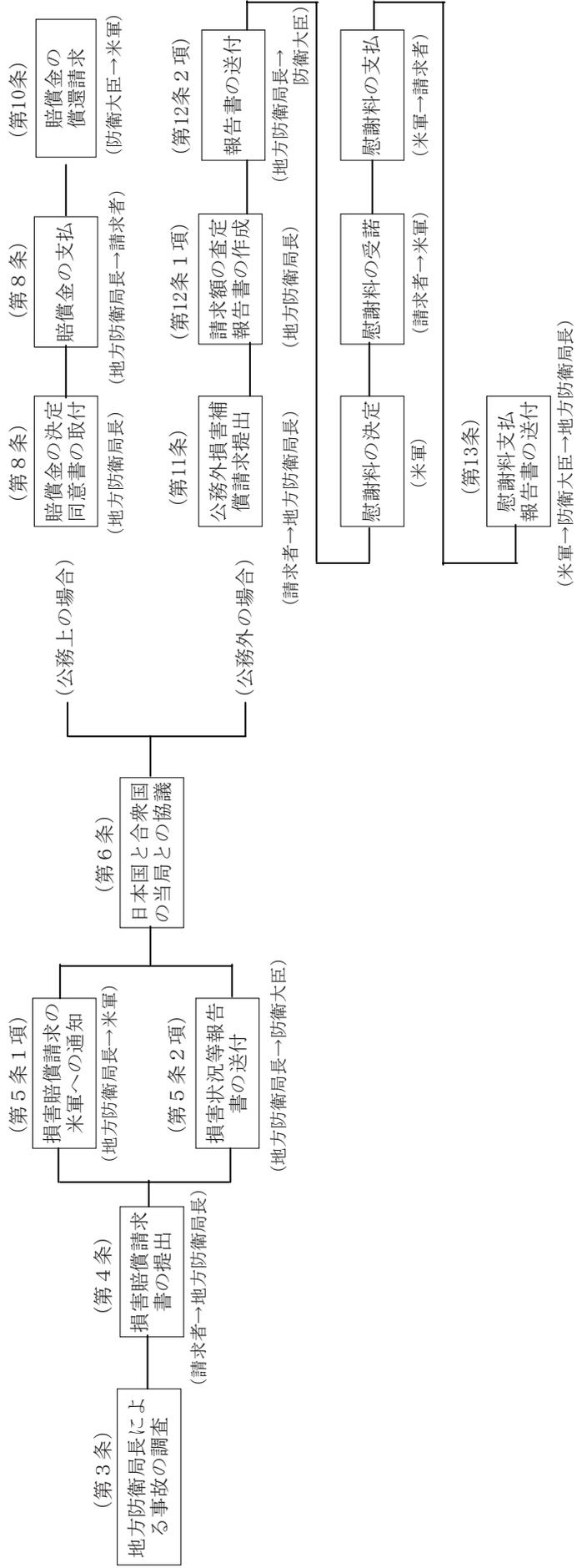
合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金・慰謝料の支払いについて

1 根拠法令等について



2 処理方法について

「合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令 (昭和37年総理府令第42号)」に基づく処理のフローチャート



年度別事故発生状況表

(単位:件)

区分		年度												
		昭和47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
公務上	交通	416	434	308	280	255	194	263	283	274	250	276	262	263
	航空機	4	4	5	3	7	7	14	4	11	5	5	4	4
	施設管理の瑕疵	13	2	2	3	12	6	4	11	4	2	7	3	5
	海上					1								1
	その他	7	2	5	7	2	4	8	9	5	11	19	8	6
	計	440	442	320	293	277	211	289	307	294	268	307	277	279
公務外	交通	1,316	1,169	1,091	1,085	1,011	1,089	1,039	960	884	1,098	1,155	1,040	1,034
	航空機								1					
	刑事	231	379	386	175	227	219	154	209	131	141	107	64	71
	その他	1		1	5	5	4	2	8	9	7	4	9	14
	計	1,548	1,548	1,478	1,265	1,243	1,312	1,195	1,178	1,024	1,246	1,266	1,113	1,119
合計		1,988	1,990	1,798	1,558	1,520	1,523	1,484	1,485	1,318	1,514	1,573	1,390	1,398

区分		年度												
		昭和60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9
公務上	交通	255	267	270	261	209	173	156	166	149	146	154	125	145
	航空機	2	5	11	7	5		3	3	3	6	6	4	2
	施設管理の瑕疵		1	1	4	1						1	3	30
	海上													
	その他	4	2	5	5	3		2				2		2
	計	261	275	287	277	218	173	161	169	152	152	163	132	179
公務外	交通	1,173	1,162	1,066	1,036	874	895	785	818	874	878	755	638	662
	航空機									1				
	刑事	61	56	67	66	35	56	55	17	34	36	24	13	34
	その他	15	15	24	15	19	19	24	23	24	30	15		
	計	1,249	1,233	1,157	1,117	928	970	864	858	933	944	794	651	696
合計		1,510	1,508	1,444	1,394	1,146	1,143	1,025	1,027	1,085	1,096	957	783	875

区分		年度									合計
		平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	
公務上	交通	112	127	125	124	143	128	66	75	81	4,517
	航空機	1	7	2	7	6	5	3	4	5	105
	施設管理の瑕疵	6	15	14	27	17	31	20	8	16	184
	海上										2
	その他	1	3		3	4	4	3		1	108
	計	120	152	141	161	170	168	92	87	103	4,916
公務外	交通	659	738	779	749	856	944	884	872	821	18,696
	航空機										1
	刑事	31	48	37	41	33	47	3	53	29	2,731
	その他							1			69
	計	690	786	816	790	889	991	888	925	850	21,497
合計		810	938	957	951	1,059	1,159	980	1,012	953	26,413

注意: 1 上表は、沖縄防衛局が地位協定第18条関係において知り得た件数である。

2 昭和47年度については、5月15日以降の事故発生状況である。

2 他の法令に基づく損失補償等について

(1) 漁業制限法

米軍が演習等の目的で日本国の領海及び近傍の公海部分を使用するため、漁船の操業が制限又は禁止される場合、これに伴う損失については、漁業制限法^{*1}に基づき、日本国が補償することになっている。

漁業制限法に基づく漁業損失補償実績額の推移

(単位:百万円)

	昭和 47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
漁業補償費	144	295	356	418	480	542	609	629	636	646	668
漁業見舞金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	15
合計	144	295	356	418	480	542	609	629	636	655	683

	昭和 58	59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4	5
漁業補償費	705	734	777	809	842	851	888	922	950	970	1,063
漁業見舞金	26	43	44	47	66	67	73	75	95	96	155
合計	731	777	821	856	908	918	961	997	1,045	1,066	1,218

	平成 6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
漁業補償費	1,115	1,153	1,182	1,211	1,220	1,182	1,167	1,168	1,130	1,034	890
漁業見舞金	169	191	191	200	212	212	217	237	202	217	192
合計	1,284	1,344	1,373	1,411	1,433	1,394	1,385	1,405	1,332	1,251	1,082

	平成 17	18	合計
漁業補償費	612	611	28,609
漁業見舞金	144	142	3,337
合計	756	753	31,946

注: 1. 各年度の期間は、前年の10月1日から当該年の9月30日までの期間である。

(例: 平成9年度とは、平成8年10月1日～平成9年9月30日)

2. 沖縄防衛局の資料による。

3. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

4. 「0」は表示単位に満たないもの、「—」は事実のないものである。

(2) 特別損失補償法

米軍等の特定の行為(防潜網等の設置、水質の汚濁等)によって、農林業、漁業等を営んでいた者が経営上の損失をこうむった場合には、特別損失補償法^{*2}に基づき、日本国がその損失を補償することになっている。

*1: 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律

*2: 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律

特別損失補償年度別支払実績表

(単位:人、千円)

市町村及び関連施設		年度		昭和		平成						
		48~55	56~60	61~2	3	4	5	6	7	8	9	
伊江村	伊江島補助飛行場	(843) 29,576	(620) 20,455	(630) 20,494								
宜野湾市	普天間飛行場	(65) 8,092	(18) 1,634	(10) 2,081								
東村	慶佐次通信所	(60) 5,577										
金武町	キャンプ・ハンセン	(6) 359										
宜野座村	キャンプ・ハンセン	(1) 9,703										
具志川市 うるま市	キャンプ・コートニー		(2) 32									
国頭村	奥間レストセンター	(54) 10,705										
宜野湾市	陸軍貯油施設	(14) 2,880										
北谷町	嘉手納飛行場			(6) 3,249	(2) 1,122	(2) 1,040	(2) 858	(2) 787	(2) 943	(2) 957		
合 計		(1,043) 66,892	(640) 22,121	(646) 25,824	(2) 1,122	(2) 1,040	(2) 858	(2) 787	(2) 943	(2) 957	(194) 33,927	

(単位:人、千円)

市町村及び関連施設		年度		平成										合 計	
		10	11	12	13	14	15	16	17	18					
伊江村	伊江島補助飛行場														
宜野湾市	普天間飛行場														
東村	慶佐次通信所														
金武町	キャンプ・ハンセン														
宜野座村	キャンプ・ハンセン														
具志川市 うるま市	キャンプ・コートニー														
国頭村	奥間レストセンター														
宜野湾市	陸軍貯油施設														
北谷町	嘉手納飛行場														
合 計		(198) 36,453	(197) 34,963	(193) 35,760	(214) 33,995	(204) 31,312	(206) 29,254	(166) 26,818	(167) 24,213	(171) 21,904	(2,535) 154,473				

- 注: 1 計数は、四捨五入によっているため符合しない場合がある。
 2 ()書は、補償対象者の延人数である。
 3 平成9年度以降は、市町村及び関連施設別の金額等は公表されていない。